

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
教育庁 文化財保護課	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが14件あった。					検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。 【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。	是正を求められた事項について、課内職員に対して精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認も徹底することとした。 今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。
	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日		
東京		平成30年4月12日	29,570円	1人	平成30年5月17日		
東京		平成30年4月12日	29,410円	1人	平成30年5月17日		
東京		平成30年5月21日から同月22日まで	37,630円	1人	平成30年7月31日		
東京		平成30年5月25日	29,400円	1人	平成30年7月10日		
東京		平成30年7月9日	22,980円	1人	平成30年9月3日		
東京		平成30年10月22日から同月23日まで	38,160円	1人	平成30年12月4日		
東京		平成30年10月25日	29,460円	1人	平成30年12月4日		
東京		平成30年12月6日	29,190円	1人	平成31年1月21日		
東京		平成30年12月6日	29,350円	1人	平成31年1月21日		
東京		平成30年12月6日から同月7日まで	36,880円	1人	平成31年1月25日		
東京		平成31年2月26日	28,840円	1人	平成31年4月8日		
東京		平成31年2月26日	29,000円	1人	平成31年4月6日		
東京		平成31年3月1日	29,400円	1人	平成31年4月6日		
東京		平成31年3月28日	29,950円	1人	令和元年5月29日		

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年6月3日から同年7月11日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																														
摂津高等学校	<p>管外出張について、提出状態のままとなり、旅費が未払いとなっているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="501 489 1430 716"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>旅行日</th> <th>人数</th> <th>旅費支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成31年3月25日</td> <td>1人</td> <td>2,640円</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成31年3月26日</td> <td>1人</td> <td>2,280円</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成31年3月25日</td> <td>1人</td> <td>3,780円</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成31年3月26日</td> <td>1人</td> <td>3,420円</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成30年7月25日</td> <td>1人</td> <td>1,560円</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、管内出張について、誤って管外出張としてシステム登録したため、提出状態のままとなり、旅費が未払いとなっているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="501 867 1175 987"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>旅行日</th> <th>旅費支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪市住吉区</td> <td>平成30年4月17日</td> <td>1,050円</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	旅行日	人数	旅費支給額	滋賀県	平成31年3月25日	1人	2,640円	滋賀県	平成31年3月26日	1人	2,280円	滋賀県	平成31年3月25日	1人	3,780円	滋賀県	平成31年3月26日	1人	3,420円	滋賀県	平成30年7月25日	1人	1,560円	出張先	旅行日	旅費支給額	大阪市住吉区	平成30年4月17日	1,050円	<p>検出事項について、速やかに未支給旅費額の追給措置を講じるとともに、再発防止のため、出張に係るシステムの取扱いについて教職員に周知徹底するとともに、チェック体制の強化を図るなどの措置を講じられたい。</p> <p>【職員の旅費に関する条例】 (旅費の支給) 第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。 (旅費の種類) 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、扶養親族移転料、旅行雑費、渡航雑費、死亡手当及び災害対策旅費とする。 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p>	<p>検出された事項の管外出張分について、令和元年5月27日に該当職員へ追給を行った。</p> <p>また、管内出張分については同日に該当職員へ追給を行った。</p> <p>今後は、是正を求められた事項に基づき教職員に周知徹底するとともに、チェック体制の強化を行う。</p>
出張先	旅行日	人数	旅費支給額																														
滋賀県	平成31年3月25日	1人	2,640円																														
滋賀県	平成31年3月26日	1人	2,280円																														
滋賀県	平成31年3月25日	1人	3,780円																														
滋賀県	平成31年3月26日	1人	3,420円																														
滋賀県	平成30年7月25日	1人	1,560円																														
出張先	旅行日	旅費支給額																															
大阪市住吉区	平成30年4月17日	1,050円																															

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年5月21日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																									
狭山高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが4件あった。</p> <table border="1" data-bbox="552 562 1531 907"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成30年6月13日から同月14日まで</td> <td>10,880円</td> <td>1人</td> <td>平成31年4月16日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成30年6月14日から同月15日まで</td> <td>10,980円</td> <td>1人</td> <td>平成31年4月16日</td> </tr> <tr> <td>宮城県</td> <td>平成30年8月1日から同月3日まで</td> <td>47,360円</td> <td>1人</td> <td>平成31年4月12日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成30年11月9日</td> <td>4,020円</td> <td>1人</td> <td>平成31年4月12日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	滋賀県	平成30年6月13日から同月14日まで	10,880円	1人	平成31年4月16日	滋賀県	平成30年6月14日から同月15日まで	10,980円	1人	平成31年4月16日	宮城県	平成30年8月1日から同月3日まで	47,360円	1人	平成31年4月12日	滋賀県	平成30年11月9日	4,020円	1人	平成31年4月12日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>是正を求められた事項について、関係職員に対して精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認を徹底することとした。 今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日																								
滋賀県	平成30年6月13日から同月14日まで	10,880円	1人	平成31年4月16日																								
滋賀県	平成30年6月14日から同月15日まで	10,980円	1人	平成31年4月16日																								
宮城県	平成30年8月1日から同月3日まで	47,360円	1人	平成31年4月12日																								
滋賀県	平成30年11月9日	4,020円	1人	平成31年4月12日																								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年5月28日）